

3 . 問題集の作成

法第36条で許容されているのは、試験を実施する者が、当該試験問題の作成のために他人の著作物を利用する場合です。つまり、試験という性格上、事前に権利者の許諾を得ることを求めることは不合理であり、他方、試験問題に利用されることによる権利者の利益の損失ということも通常想定されないことによります。

しかし、教材会社等が他人の著作物を利用して試験問題集を作成することは、性格を異にするものであり、原則通り権利者の許諾を得る必要があるでしょう。